

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成27年度中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書などの保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い見方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：宮澤(奈)

特設人権相談所開設のお知らせ

12月4日から10日の期間は「第67回人権週間」です。村では次のとおり「特設人権相談所」を開設します。

人権擁護委員が、みなさんの悩みや人権の相談に応じますので、お気軽にご利用ください。

- ・遺産相続、遺言、土地境界のトラブル
- ・土地建物の登記に関すること
- ・家庭内でのいざこざ
- ・職場でのセクハラ
- ・学校でのいじめ
- ・サラ金問題
- ・借地、借家に関する問題など(相談は無料で相談者の秘密は厳守します。)

●日 時 平成27年12月4日(金) 午前10時から午後3時まで

●場 所 津軽海峡文化館「アルサス」2階会議室

●人権擁護委員 佐々木寛昭 佐井村大字佐井字古佐井25番地 3
東出 竹子 佐井村大字佐井字磯谷209番地
田中 豊衛 佐井村大字長後字福浦川目100番地

[平成27年度啓発活動重点目標]

「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

私たち一人ひとりが人権について考え、明るく豊かな社会をつくりましょう。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：奥本

村県民税（4期）、固定資産税（4期）の納期は、

12月25日(金)です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課へご相談ください。